

平成 24 年度 第 1 回 葛飾区入札監視等委員会議事概要

1 日 時 平成 24 年 10 月 19 日（金） 午後 3 時 30 分から
午後 5 時 15 分まで

2 場 所 葛飾区役所 7 階 入札室

3 出席者

委 員 西村孝一委員、轟朝幸委員、鈴木シズエ委員（全員出席）
事務局 内山利之総務部長、梅田義郎契約管財課長ほか契約管財課職員 4 名

4 概 要

(1) 開会・委員紹介（敬称略）

西村 孝一	弁護士
轟 朝幸	日本大学理工学部教授・工学博士
鈴木 シズエ	税理士

(2) 委員長及び同職務代理の選出

- 委員長選出 互選により、委員長は西村委員に決定した。
委員長の指名により、委員長職務代理は轟委員に決定した。

(3) 庶務報告

- 傍聴人について
傍聴人はなかった旨報告
- 平成 23 年度第 2 回委員会議事録の公表について
前年度第 2 回委員会議事録を調製し、区ホームページにて公表した旨報告

(4) 議 事

- 議事 1 平成 24 年度入札契約執行状況（平成 24 年度上半期）について
事務局より平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について報告を行った。
- 議事 2 抽出審議について
平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までの間の入札及び契約手続のうち、担当委員である鈴木委員が抽出した、制限付一般競争入札 2 件、施行能力審査型総合評価一般競争入札 2 件、公募型指名競争入札 2 件、指名競争入札 1 件、随意契約 2 件の合計 9 件について事務局より入札経過等の説明を行った。

【工事案件の主な質疑等（一活質疑）】

- [NO. 800 都市計画道路補助第 264 号線（細田東）整備（その 1）工事]
（施行能力審査型総合評価一般競争入札）
- [NO. 811 西亀有三丁目道路維持（舗装・L 形改修）工事]
（制限付一般競争入札）
- [NO.1775 中青戸小学校既存校舎等解体その他工事]
（制限付一般競争入札）
- [NO.1903 葛飾区立中青戸小学校校舎等建築工事]
（施行能力審査型総合評価一般競争入札）

C 委員 NO. 800 番の土木工事は、NO. 811 番の土木工事と比較して、落札率が低い
が、どのような理由が考えられるか。

事務局 最近の土木工事においては、震災の復興工事の影響もあり、資材や労働
者の確保が難しいことから、入札が不調となるなど厳しい状況が続いてい
る。そのため、複数の工事を一度にとることも難しいことから、地元エリ
アの工事ということもあり、この工事に絞って力を入れたのではないかと
思われる。

A 委員 NO. 800 番の土木工事は、「6 月開催議会での議決後、契約締結」とあるが、
議決は済んでいるのか。

事務局 議決されて、契約締結をしている。

B 委員 落札率が 69.9%ということだが、低入札価格調査基準には該当しないの
か。

事務局 調査基準価格をぎりぎり上回っている。

B 委員 NO. 800 番の土木工事と NO. 1903 番の建築工事は、両方とも施工能力審査
型総合評価一般競争入札だが、土木と建築で施工能力の評価点の違いはあ
るのか。

事務局 同じ項目の評価点で行っており、違いはない。主な項目としては、類似
工事の成績点、技術者の資格点と実績点、地域貢献度の点数がある。

A 委員 NO. 1903 番の建築工事は、JVとなっているが区内業者の条件を付けて
いるわけではないのか。

事務局 区内業者のみでの条件は付していないが、3者JVとし、区外業者が応
募する場合は、必ず区内業者とJVを組むこととしている。このような大
規模工事を区内業者単独で受注できるのが理想であり、本件のように共同
出資者として携わり、技術を高めて、将来的には単独でできるよう成長し
ていただきたいとの思いがある。なお、落札した金子・小松・川澄建設は
いずれも区内業者となっている。入札に参加した事業者の中では、ナカノ
フドーだけが区外業者である。区外業者については、Aランクの50位内と

の条件がある。

【設計等委託、委託案件の主な質疑等（一活質疑）】

〔NO.1829 葛飾区立上千葉小学校体育館及びプール建設工事基本・実施設計業務委託〕（公募型指名競争入札）

〔NO. 16 資源回収業務委託（1）〕（公募型指名競争入札）

- C委員
事務局
B委員
事務局
C委員
事務局
C委員
事務局
B委員
A委員
事務局
A委員
- ごみ回収業者は、葛飾区内で何社あるのか。
- びん・かんなどの資源回収業務については、廃棄物の収集運搬許可を必要とせず、貨物運送業者でも収集が可能となっている。区内では26社が登録されている。このうち1社は組合で、37社が加盟している。
- 指名競争入札となっているが、指名したのは2社のみか。
- 本件については、公募型の指名競争入札であり、広く運送業者にも参加を求めているが、業務内容が必要な人員と車両を毎日確保するものであり、また、資源を取りこぼすことなく、確実な収集運搬が求められることから、結果的に応募が2社のみとなったもの。金額についても、人件費がほとんどで、ぎりぎりのところでやってもらっている状況である。
- 予定価格の積算の根拠はどのようになっているのか。
- 昨年度実績ベースで予算化し、その範囲内で見積りを出してもらい参考としているものである。
- できる業者が限られており、毎回同じ2社で、ぎりぎりのところでやっているのであれば、入札に馴染まないのではないか。
- 以前は、随意契約で行っていたが、競争入札としたもの。
- できる業者が限られるのが規模の問題であれば、ロットを小さくし参入しやすくする。しかし、コストが上がる可能性があるので、兼ね合いが難しい。分割した方が、健全な入札であると言える。
- 資源回収業務委託は、昨年度も同じような議論をした覚えがある。過去の経緯や事業者の規模などいろいろな事情があると思うが、形のみ入札をするならもっと違う方法を模索すべきだし、本来競争が成立するものなら、何が阻害しているのかきちんと評価すべきと考える。この場では判断が難しいので、宿題として内容を精査してほしい。
- 契約管財課では、できる限り競争して、新規参入を待っている状況であるが、所管課と協議して、この契約を今後どうしていくのか検討したいと思う。
- 設計委託の方は、低落札率であり、すごい競争となっているが、これだけ多くの業者が参入しているのは、官公庁実績をとりたいとの意向の現れなのか。

事務局 このところ、官公庁の新築工事が極端に少なくなっているため、設計業務も少なくなっている。小さなものでは改修工事ばかりだが、これだけ大きなものでは、どこの設計会社も実績としてほしいと思っていると考える。

A委員 区内業者は、入っているのか。

事務局 区内業者は、入っていない。区内は数も少ないし実績もない。おそらくこれから、学校改築がどこでも始まるので、今のうち実績を作りたいと考えていることもあるのではないか。

C委員 設計委託も、最低制限価格を設定した方が良いのではないか。

事務局 検討はしている。本件については、落札率 36.2%ということで、入札後同業者にヒアリングを実施した。会社の資本金、技術者数、従業員数、実績などの聞き取りをしたが、従業員への負荷もなく責任をもって請け負えると判断できたので契約をしている。

 最低制限価格は、品質の確保を目的としたものだが、設計委託の場合は、品質が維持されたものが納品されている。わざわざ高い料金を契約するのもいかがかということもある。

【物品、特命随意契約案件の主な質疑等（一活質疑）】

[NO.1612 緑のカーテン資材購入] (指名競争入札)

[NO.0218 区民保養施設提供及び受付業務委託] (特命随意契約)

[NO.3229 葛飾区住宅手当緊急特別措置事業委託] (特命随意契約)

C委員 区民に配るものかと思ったが。

事務局 配布するものではなく、学校を含む 23 か所の公共施設で使用するものである。

B委員 資材の調達だけか。

事務局 資材を調達し、設置までを行うものであり、施設の冷房効果や節電効果をあげるとともに、緑のカーテンの普及宣伝を目的に行うものである。

A委員 辞退した業者が多いが、価格面で折り合わなかったものか。

事務局 23 か所の公共施設に 227 セットを設置するものであり、設置にあたって、かなり人手を要するものと思われる。当然安全性にも配慮したものとなっている。一般家庭でも流行っているため、資材の確保が困難な点もあったのではと思われる。

B委員 応札したものでは、あまり金額に差が出ていない。

事務局 結果的には、落札率 99.2%となっている。

A委員 この事業は、今年初めてのものか。

事務局 昨年度からで、震災後の節電対策で始めたものである。

A委員 この事業については、仕入れの値段に比例するものがあると思われるが、

高い落札率でもあるので、引き続き経過を見る必要があると考える。

次に、特命随意契約の区民保養施設の案件は、今後終息する方向ということか。

事務局 伊豆高原保養所の廃止にともない代替えで行っていた事業である。以前は職員が窓口で借上施設の受付等を行っていたが、現在は旅行会社に施設の確保及び受付を委託している。しかし、インターネットで格安の宿がとれる時代であり、事業自体の必要性を含め、見直しを行うこととなった。

見直しには検討期間や周知も必要であり、24年度については、昨年度まで契約していた業者と1年間限定で特命随意契約を結んだものである。

A委員 そういった行政事情があるということなら、やむを得ないと思われる。

次に、葛飾区住宅手当緊急特別措置事業委託について、受託している社会福祉士会というのはいっしょなのか。

事務局 まず、本事業は、国が基金を設けて、東京都が行う事業であり、区は、東京都から全額補助を受けて実施している。離職し、住宅を手放してしまった方に対し、住宅手当を補助し、再就職を支援するものである。本業務には、専門的なケースワークの技能や、就労指導、関係機関との連携が必要なことから、社会福祉士の資格を持った方の団体でないとう託できない。

また、社会福祉士会は東京に一つしかないことから、特命随意契約で契約をしている。なお、本事業については、当初、国からは3カ年の時限事業との説明を受けていたところであるが、24年度については延長されている。本業務については、職員がやればいけないかとの議論もあるが、3年間の時限措置でもあり、また全額補助金対象となる事業であるため、委託契約を選択しているところである。

B委員 住宅というのは、民間の住宅を確保しておいたりするのか。

事務局 家賃の部分としての住宅手当を支給するもの。また、直接家主に支払うこととしている。

B委員 仕様書には適切な人員を、とあるが、適切な人員はどのように決めているのか。

事務局 具体的には、社会福祉士2名が区役所2階の福祉総合窓口におり、相談の増に応じて補助のスタッフが付く体制で行っている。本契約は概算契約で、年度末に実費を精算している。

B委員 社会福祉士会が派遣してくる人の作業に対する手数料ということになるのか。

事務局 人件費と書類の通信運搬等の作業にかかった費用の実費を支払うものとなる。

A委員 平成21年度から単年度ごとに本契約を結んでいるのか。

事務局 そうなる。

- C委員 補助金は同じくらい入るのか。
- 事務局 実績額がそのまま東京都から補助される。
- A委員 社会福祉士会は各区でこの事業をやっているのか。また一日にどれくらいの方が相談に来ているのか。
- 事務局 各区で行っている。一日あたり約10名程度の相談を受けている。
- A委員 東京社会福祉士会しか受託できる業者がないのか、という議論もあるが、業務としても行政的な知識や判断も必要となってくるものであるから、事業者が限られてくる部分はある。今後も注意して見ていくということとしたい。

●議事3 苦情申し立てへの対応状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

●議事4 入札及び契約手続き等に対する働きかけの状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

●議事5 契約制度の見直し状況等について

(ア)指名停止措置の運用状況について

事務局より平成24年4月1日から平成24年8月31日までの間の9件の指名停止措置の運用状況等について報告を行った。

- ・落札後の契約辞退で2～3か月の指名停止が3件
- ・他県における従業員の死亡事故で1か月の指名停止が1件
- ・区発注工事における不良工事で6か月の指名停止が1件
- ・他県における予定価格を聞き出そうとする不正行為により3か月の指名停止が1件
- ・他の自治体における贈賄により3～6か月の指名停止が3件

(イ)最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の見直しについて

事務局より最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の見直しについて報告を行った。

工事契約等の競争入札において、落札価格が不当に低価格であった場合などは、工事の品質を確保するとともに、下請けへのしわ寄せ、従業員への給料カットなどを防止することを目的として、最低制限価格及び低入札価格制度を設けて対応しているところである。

本年7月1日から最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の設定範囲を、従前10分の8から3分の2の間であったものを、10分の7から10分の9の間に引き上げることとし、さらに積算に当たっては、各経費ごとに定率を乗じることとし、算

定式を定めた。算定式は公表の対象とするが、算定した価格は非公表とした。

なお、次第には記載がないが、低入札価格調査制度の運用については実績がなかったことを報告する。

B委員 7月1日から施行ということだが、影響を受けた案件実績はあるのか。やはり落札額は高めに誘導されているのか。

事務局 既に実績があり、やはり高めに誘導されている。電気工事などはこれまで、ほとんどの業者が定率で入札し、くじ引きで決めるというような状況もみられたが、既に解消した。改正した当初は、最低制限価格を下回ったために失格になる業者もいたが、現在は個別に設定した最低制限価格に近い金額で積算し入札してきており、非常に効果があったと考えている。現在は80%程度まで誘導できている。

A委員 7月1日施行ということで、今後も動向をみていくが、効果も上がっており、非常によい改善だったと考えている。

(ウ)公共工事の前払及び中間前払に係る支払限度額の見直しについて

事務局より公共工事の前払及び中間前払に係る支払限度額の見直しについて報告を行った。

前払い金は工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸借料等に使う費用として、工事着手時、及び中間時に前払いをする制度となる。今年度は、中青戸小学校の改築や、今後発注する水元体育館の建設等の大きな工事が予定されていることから、こうした大きな工事に対応するため、金額の引上げを行ったところである。

これまで、前払金は契約金額の4割で2億円を上限、中間前払いは契約金額の2割で1億円を上限としていたが、前払金の上限を4億円、中間前払いの上限を2億円に引き上げ、7月1日に施行したところである。

A委員 他自治体でも同様の傾向にあるのか。

事務局 23区で見ると葛飾区が現時点では高い方にあり、多くの区が前払金を2億円、中間前払金を1億に設定している。ただ、今後はどの区でも学校の建て替えが発生するため、本区の改正にならって上がっていくと考えている。

B委員 工事費用との関係でもっと細かく上限金額を決めるということはないのか。

事務局 工事金額によって4割の部分が上下するということになる。

C委員 学校の需要は、その時の子供の数によって需要がかなり上下する。最初から学校だけの機能ではなくて、融通の効く施設にしたらよいのではないか。現在の改築のやり方は無駄が多いと思うが。

事務局 学校は国の基準等、社会福祉施設もまた独自の基準が設定されているので難しいところではある。また葛飾区の学校はどこも敷地が狭く、必要な

教室と体育館を入れるとどうしても他の施設が入れられなくなってしまう現状もある。現在は亀有、金町の北側で非常に人口が増えているが、昔からの住宅街は減少傾向にあり、またマンションができる状況が急変するため、なかなか見通しが難しい。

(エ)葛飾区公共調達業務監理支援専門員による審査状況について

事務局より葛飾区公共調達業務監理支援専門員による審査状況について報告を行った。

22年度から開始し今年で3年目になる。対象は予定価格4,000万円以上の工事で、工事主管課の起工前に契約管財課で審査を行う。

区が発注する土木建築工事等の仕様内容・設計価格が適正であるかどうかについて、専門員に審査していただき、審査調書を添付して工事主管課で起工する。審査状況は記載のとおりで24年度は30件の審査をしている。審査の結果、増額となった金額は約1,500万円、減額となった金額が約1,000万円となっている。

主な改善点は、記載のとおりで、審査の結果を受けて工事主管課で起工を行う。

実施当初はケアレスミス等が散見されたが、工事主管課においても審査があるということから、しっかりと見直すようになったため、かなり指摘事項は減ってきている。効果としては、工事期間中にミス等による契約変更が無くなってきている。

C委員 件数はずいぶん増えているようだが。

事務局 完全実施に向けて段階的に試行している最中である。

B委員 専門員の方は同じ方がやっているのか。外部の専門員にチェックしてもらうことはいいことだ。特にコスト意識を持つことは大変重要なことだと思う。また、ミスを無くすため職員のレベルアップも必要だと思う。

事務局 建築、土木、機械と、3人の人をお願いしている。

A委員 入札監視委員会はこれで終了し、継続的な問題については、次回以降も見えていくということにしていく。ありがとうございました。

以上